

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター 有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター(以下「法人」という。) が保有する資産を広告媒体として有効に活用するとともに、法人の新たな自主財源を確保すること等を目的として有料広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の媒体)

第2条 広告を掲載することができる媒体(以下「広告媒体」という。) は次に掲げるものとする。

- (1) 法人の所有施設
- (2) 法人の印刷物
- (3) 法人のホームページ
- (4) その他理事長が認めるもの

(広告の制限)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、法人の社会的な信頼を損なうことがないものとし、次の各号のいずれかに該当しないものでなければならない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 人権侵害、名誉棄損のおそれのあるもの又は各種差別的なもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) の適用を受ける業種及びこれに類する業種
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (5) あたかも法人が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (6) 政治活動、宗教活動、意見広告又はこれらを批判するもの及び個人の宣伝に関するもの
- (7) 貸金業法(昭和58年法律第32号) 第2条に規定する貸金業に関するもの
- (8) 冠婚葬祭、仏具販売、墓石販売、墓地、霊園等に関するもの
- (9) 前各号に定めるもののほか、広告掲載等として適当でないと理事長が認めるもの

2 次の号に該当する事業者の広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条) 第2条に定める暴力団若しくは暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、次の方法によるものとする。

- (1) 直接公募する方法
- (2) 広告取扱業者に広告募集の代理をさせる方法

(広告の規格等)

第5条 広告掲載を募集する広告の媒体、規格、位置、掲載料、掲載期間、募集方法及びその掲載

に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

(広告掲載の決定)

第6条 理事長は、広告掲載の申込みがあったときは、当該広告の掲載の可否を審査するため審査委員会を設ける。

2 理事長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者へ通知しなければならない。

(掲載料の納付)

第7条 広告掲載の決定を受けた者又は広告取扱業者（以下「広告主」という。）は、理事長の指定する期日までに、掲載料を一括して納付しなければならない。

(広告主の責務等)

第8条 広告主は、広告の内容に関する、一切の責任を負わなければならない。

(広告掲載決定の取消し)

第9条 理事長は、広告主としてふさわしくないと認めるとき又は法人の運営上必要があると認めるときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

2 理事長は、広告掲載の決定を取り消す場合は、すみやかに広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第10条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げるときは、書面により法人に届け出なければならない。

(広告掲載の取消しおよび取下げに伴う損害賠償)

第11条 理事長は、前2条の規定による広告掲載の取消し又は取下げが広告主の責めに帰すべき理由であり、法人が被害を被った場合は、当該広告主に対し、損害賠償を求めることができる。

(広告掲載料の還付)

第12条 納付された掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できないときは、その全部又は一部を還付することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年7月5日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年10月16日から施行する。